

# 千葉~~工大~~工業大学弓友会 会則（案）

書式変更：上：19 mm, 下：19 mm

## 第一章 第1章 総 則

書式変更：標準，行頭文字または番号を削除

~~第一条~~第1条 本会は、千葉~~工大~~工業大学弓友会（以下「弓友会」という。）と称する。

~~第二条~~本会は、~~本会~~第2条 弓友会は、千葉工業大学弓道部（以下「弓道部」という。）に在籍した者を以て組織する。

## 第2章 目 的

第3条 弓友会は、弓友会員と弓道部員の親睦を図り、弓道部の発展に寄与することを目的とする。

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：4 字, 最初の行：-4 字

~~第三条~~ 本会は、千葉工業大学弓道部卒業生（含む、在学中在籍者）を以て組織する。

## 第二章 ~~機 関~~

~~第四条~~ 本会に、本会運営のための下記機関を置く。

~~一、定期総会 一、理事会~~

## 第3章 会員及び名誉会員

第4条 会員

1 ~~一、臨時総会~~

書式変更：インデント：最初の行：4 字

~~第五条~~ 総会は、本会の最高議決機関であり出席会員（委任状を含む）の過半数を以て議決する。

~~第六条~~

~~一項~~ 定期総会は、年に一回開催するものとする。

~~二項~~ 臨時総会は、理事会の決定において開催するものとする。本会員および弓道部員は、理事会に総会の開催を要求することが出来る。

~~三項~~ 総会は、会長が招集し本会員に日時、場所、議案を通知する。~~会長不在の場合は、副会長が代行する。~~（出席出来ない本会員は、議案に対して委任状を提出することが出来る。）

~~第七条~~

~~一項~~ 理事会は、本会の執行機関とし役員を以て構成する。

~~二項~~ 第一号 理事会は、会長が招集する。

~~第二号~~ 理事会は、理事二名以上の要求により開催する。

## 第三章 ~~会 員~~

~~第八条~~ 原則として、大学を卒業した時点で本会の会員となる。

~~第九条~~ 2 卒業年度ごとに、~~一名~~1名の年度幹事を置く。

書式変更：インデント：最初の行：2 字

第5条 名誉会員

1 弓友会のために特に貢献し、第6章に規定する総会で承認を得た者を名誉会員とする。

2 名誉会員は、会費を免除する。

## 第四章 第4章 役 員

書式変更：標準，行頭文字または番号を削除

~~第十条~~ 本会は第6条 弓友会に、下記の役員を置く。

- 一、会長
- 一、副会長 若干名
- 一、理事 若干名

総務理事（総会・理事会運営及び資料作成補佐）  
記録理事（議事録作成及び講習会・練習会記録作成）  
ホームページ担当理事（ホームページの運営・編集及び会員名簿の管理）  
会計理事（弓友会会費の管理→運営及び弓道部会計補佐）  
監查理事（会計監査及び会計補佐）  
幹事長理事（年度幹事の統括および及び部との連携）  
学生担当理事（弓道部の意見聴取・資料整理及び幹事長補佐）

書式変更：インデント：左 7.5 字

- 一、名誉顧問 若干名

第十一条第7条 役員の任期は、原則三年間3年間とする。但しただし、再選はこれを妨げない。

第十二条第8条 役員は、第6章に規定する総会において決定する。

## 第5章 機 関

第9条 弓友会に、弓友会運営のための下記機関を置く。

### 一、理事会

第10条 理事会は、弓友会の執行機関とし役員を以て構成する。

- 1 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会は、理事2名以上の要求により開催する。

## 第6章 総 会

第11条 弓友会の議決機関として下記を設ける。

### 一、定期総会

### 一、臨時総会

第12条 定期総会及び臨時総会（以下「総会」という。）は、弓友会の最高議決機関であり出席  
会員（委任状を含む）の過半数を以て議決する。

第13条 総会の開催

- 1 定期総会は、年に1回開催するものとする。
- 2 臨時総会は、理事会の決定において開催するものとする。弓友会員は、理事会に総会の開催を要求することができる。
- 3 総会は、会長が招集し弓友会員に日時、場所、議案を通知する。会長不在の場合は、副会長が代行する。

なお、出席出来ない弓友会員は、議案に対して委任状を提出することができる。

- 4 会長は、定期総会に弓道部員の出席を依頼し、弓道部の新旧役員紹介及び年間活動結果の報告を求めるとともに、弓友会に対する意見を聴くことができるものとする。

書式変更：インデント：最初の行：4 字

書式変更：フォント：太字

書式変更：標準、インデント：左：0 mm、ぶら下げインデント：3 字、最初の行：-3 字、行頭文字または番号を削除

書式変更：インデント：左：0 mm、ぶら下げインデント：3 字、最初の行：-3 字

## 第五章第7章 会 計

第十三条第14条 会計年度は、3月21日3月21日より翌年3月20日3月20日までとする。

~~第十四条~~ 第15条 会計事務~~・運営~~は、会計理事が行う。

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

~~第十五条~~ 第16条 本会員は、会費として年会費~~三千円~~ 3,000円を納める。~~但し~~ ただし、夫婦会員の年会費は、~~二人~~ 2人で 5,000円とする。

書式変更: インデント: 左 -1.28 字

~~五千円とする。~~ なお、卒業初年度は、年会費~~一人二千円~~ 1人2,000円とする。

書式変更: インデント: 左 4.72 字, 最初の行: 1 字

~~第十六条~~ 第17条 会計報告~~および~~ 及び会計監査報告は、理事会の承認を得た後、定期総会で報告する。

第18条 一定期間、会員としての活動を休止する旨を届け出た者、及び活動休止の届出をなさ

~~一付~~ ずに会費を納入しなかった者は「休会者」とし、休会者には会費の納入を免除する。

なお、休会者は、2年分の会費6,000円を納入すれば、会員として復帰するものとする。

## 第六章 第8章 雑 則

書式変更: 標準, 行頭文字または番号を削除

~~第十七条~~ 第19条 弓道部員~~および~~ 及び本会員への連絡は、弓道部内におかれる弓友会連絡員が行う。

~~第十八条~~ なお、休会者への連絡は行わない。

第20条 本会会則の改正は、総会の承認を得てこれを行う。

~~平成二十五年十一月二十四日承認~~

附 則 (平成26年 月 日 臨時総会、全部改正)

1 平成25年11月24日施行の会則は、平成26年 月 日全部改正のうえ、同日付けで施行する。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 4 字, 最初の行: -4 字